

第3章

カンボジアにおける司法改革

はじめに

カンボジアでは、周知のとおり1960年代末から、周辺諸国や大国を巻き込んだ内戦が続いた。とりわけ75年4月から79年1月まで、3年8カ月余り続いた民主カンプチア政権（いわゆるポル・ポト政権）のもとでは、近代的諸制度や科学技術・知識は否定され、司法機関や法学教育機関も廃止された。同時に、多くの法律実務家や法学研究者が虐殺されるなどカンボジアの法と司法は大きな痛手を被り、今なおその機能は、教育と経験を有する人材の不足による大きな制約の下にある。

その後のカンプチア人民共和国政権（いわゆるヘン・サムリン政権）時代に徐々に司法機関、法学教育機関の再建が開始され、さらにカンボジア王国（1993年）憲法の制定による新政権樹立を機に、新憲法の理念と市場経済化の推進に適合的な司法制度の整備が進められている。したがって、今日のカンボジアにおける司法改革は、一方で、カンプチア人民共和国政権が樹立された79年を起点としてすすめられてきた法律の制定、人材養成、インフラ整備などを内容とする司法の機能の再建努力と、他方で、93年以後の「自由な民主主義」、市場経済、人権保障を基本原理とする現行憲法に適合的な司法のあり方の実現、というふたつの意味を有する。

以上のような認識のもとで本稿は、1979年のポル・ポト時代の崩壊以後のカンボジア司法を考察の対象として、1981年憲法および1989年憲法のもとで

の司法再建について俯瞰したうえで、1993年憲法下における司法の機能の強化および司法のあり方の改革について考察する。

I カンプチア人民共和国（1981年）憲法下での司法の再建

民主カンプチア政権下で行なわれた既存の政治、経済、社会制度の解体についてはこれまでにも多くの研究がなされており、いまさらここで繰り返す必要はなかろう⁽¹⁾。同政権は、一方で、従来から存在した法体系や司法制度を完全に破壊し、法律家は厳しい迫害の対象となった。他方で、1976年に制定された民主カンプチア憲法は、21カ条という異例の短さと、その内容においてポル・ポトらの理想であった集団主義的国家像を断片的に謳ったものである点、および当時のカンボジアと中国との親密な関係から毛沢東の「法ニヒリズム」の影響を強く受け、さらにこれを極限化したことを示している。1976年憲法において司法は、人民代表議会によって指名される各級の裁判官によって構成される人民裁判所によって司られ、人民の正義を代表し、人民の民主的諸権利と自由を擁護し、人民国家に反し、または人民国家の法律に違反するすべての行為を裁判することを目的とする。また「人民国家の法律に反する行為」には死刑が、その他の行為は国家あるいは人民機関において建設的再教育に委ねられることを規定している（第9条、第10条）。しかしながら、実際には人民代表議会において法律が採択され、また、裁判官が任命され、裁判が行なわれた形跡はない⁽²⁾。むしろ肅清された知識人や海外に逃れた難民の中には多くの法律実務家や法学研究者が含まれ、79年の民主カンプチア政権崩壊の時点で、カンボジア国内に生き残っていた法律家は、6名から10名という指摘がある⁽³⁾。

1. 1981年憲法における司法

民主カンプチア政権を打倒したカンプチア救国民族統一戦線は、権力掌握以前の1978年すでに新憲法の起草構想を発表し、カンプチア人民共和国政権樹立直後にいちはやく新憲法の起草に着手した⁽⁴⁾。81年に公布、施行されたカンプチア人民共和国（1981年）憲法は、司法権の目的を、人民の権力および民主的適法性を擁護すること、公共の安全と社会の秩序を維持すること、公共の財産を保護し、市民の権利、自由、生命および法的利益を擁護すること（第79条）とし、司法権を、人民裁判所と軍法会議に委ね（第80条）、裁判においては、人民参審員が人民裁判官と同等の権限を有すると定めた（第82条）。また原則的に裁判は公開（第83条）とし、被告人の防禦権を認め（第85条）、少数民族出身者には、裁判においてその言語および文字を使用する権利を保障（第84条）した。

2. 1981年憲法下における司法の再建

民主カンプチア政権崩壊後、カンプチア人民共和国政権の下で司法の再建は、11カ条からなり、すべての民事・刑事事件を管轄する裁判所をすべての州および特別市に設置することを定めた1980年5月15日付「裁判所の組織および権限に関する人民革命評議会令第1号」、同日付「犯罪とその処罰に関する人民革命評議会令第2号」および同年6月10日付「司法省の設置に関する人民革命評議会令」の公布によって着手された。さらに82年2月10日には22カ条からなる「人民裁判所および人民検察庁の設置に関する法律」が一院制の国会で採択されたのち国家評議会によって公布されている。とりわけ同法は第4条において「人民裁判所は、法律が存在しないときは類推、憲法の解釈および革命の政治路線を適用する」という規定をもうけ、法制度の不備への過渡的な対応を図っている。しかしながら、その後、民事紛争処理の手

続きを読む「民事手続についての指導に関する司法大臣通達 04/84 号」が人民裁判所に発せられたのが84年9月8日であり、刑法および刑事訴訟法を一体化させた刑事法典として、51カ条からなる「逮捕、拘禁、勾留、釈放および住居、財産、身体の搜索に関する法律第27号」⁽⁵⁾が公布、施行されるのは86年3月12日である。このような状況を踏まえて80年代のカンボジアの司法、とりわけ刑事手続の問題点としてバジル・フェルナンド (Basil Fernand) は、第1に、充分な知識と経験を有する法律家の不足、第2に、警察、検察などの捜査機関による捜査が自白中心主義であったこと、第3に、裁判手続も糾問主義的であったこと、および第4に、控訴裁判所が設置される90年まで被告は上訴の機会を与えられず、また司法省が個々の裁判に介入していたことを指摘する⁽⁶⁾。裁判所に係属された事件への司法省による介入は90年代に入っても跡を絶たず、これが国際的な批判的となり、今日の司法改革を求める国際世論の底流のひとつとなっている⁽⁷⁾。

さて、現実の再建作業はどのようにすすめられたであろうか。当時、人民革命評議会は、政権樹立の宣言（1979年1月7日）に実体を適合させるべく中央官庁の再建を優先課題としていた。この路線のもとで、まずカンボジア国内で生き残った法学教育、法律実務の経験者を募って司法省の再建に着手し、それと同時に裁判所および検察庁の再建を司法省が指導する、というかたちがとられた⁽⁸⁾。司法大臣にはかつてポル・ポトによる肅清を逃れて、ベトナムで反ポル・ポトを標榜するカンプチア救国民族統一戦線の設立に参加し、ヘン・サムリン (Heng Samlin：救国民族統一戦線議長、現・上院第一副議長) の信任の厚かったオウク・ブン・チューン (Ouk Bun Choeun：現・上院議員) があてられた。自らも80年から司法省に勤務しているイ・ダン (Y Dan：現・司法政務次官) によれば、80年代の司法省は形式的には管理、人事、立法の三局編成によって業務を再開し、裁判官、検察官を含む人材の確保および法令の起草を担った。しかしながら司法省に配置された32名の職員のうち、法学教育や法律実務の経験を有する者はわずか12名にすぎず、同政権を支援するベトナムは85年まで3名のベトナム人法律家を「アドバイザ

一」としてカンボジア司法省に常駐させなければならなかった⁽⁹⁾。また主要な州の州裁判所および検察庁には、法学教育や実務の経験のない地方人民委員会幹部や生き残った元教員を裁判官、検察官として配置せざるを得なかつた。ただし、名目上はともかくとしてカンプチア人民共和国政権がカンボジアのほぼ全土を実効的に支配するようになったのは、人民革命党が第5回党大会を開催し、第1次経済社会開発5カ年計画を採択した85年ごろからである⁽¹⁰⁾。それ以前は国土が半ば内戦状態にあり、それゆえ司法制度の地方への徹底は主要地域に限定的なものとならざるを得なかつた。

II カンボジア国（1989年）憲法下での司法の整備

前述のとおり、カンプチア人民共和国政権は、1980年代後半に国内においてはポル・ポト派に対する軍事的優位を確立し、国際的にはインドネシアなどの仲介による「カンボジア問題」の解決に向けた和平交渉が進展し、国際的な孤立から脱却する条件が整いつつあった反面、カンボジア駐留ベトナム軍の完全撤退およびソ連・東欧諸国からの援助の減少から、西側諸国との関係の開放化と援助や投資の拡大の必要という新たな課題に直面する。そこで同政権は、1981年憲法の改正に踏み切り、新たに制定したカンボジア国（1989年）憲法においては、国名をカンボジア国に改称し、内政においては1981年憲法第1条の「漸進的に社会主义に前進」という文言を削除した上で、「国家経済」、「集団経済」、「家庭経済」に加えて「国家私有合弁経済」と「私有経済」の存在を公認（第12条）し、土地の私的所有（第15条）および「職業選択の自由」（第33条）を認め、市場経済導入への第一歩を踏み出した。また、外交においては、「ベトナム、ソビエト連邦およびその他の社会主义兄弟国家との連帯、友好および協力を強化」（1981年憲法第10条）という政策を「平和的に共存し、相互の平等、独立、主権、領土保全ならびに東南アジアおよび世界平和の尊重を基盤とするすべての国々との友好的外交

関係を拡大」に改正し、外交上の重点を従来のソ連・東欧圏諸国から周辺ASEAN諸国へとシフトさせた。この1989年憲法の採択について富山泰は、当時カンボジア問題の包括的政治解決に向けた交渉は大きく進展しており、この改正憲法はヘン・サムリン政権にとっては、和平達成後、他派を交えた議会選挙において選挙綱領となり得る、という意味をもち、さらに政治、経済、社会の開放化の方向性を国民に示す、という意味からも重要性をもつものであったと指摘する⁽¹¹⁾。

1. 1989年憲法における司法

先に述べたとおり、1989年憲法は、政治・社会・経済体制に関して旧憲法の規定を大幅に改正した。しかしながら統治機構に関しては旧憲法の規定を概ね改正することなく継受し、従来の権力構造に基本的変化のないことを示している。

司法に関して1989年憲法第8章「裁判所および検察庁」は、検察官の公訴提起が「法律に基づいて」行なわれること（第80条）および人民裁判所が「法律に基づいて」審理を行なう（第82条）の2カ所において「法律に基づいて」という文言を新たに補い、法律に基づく訴訟手続の執行が強調されている。このことは、1981年憲法において謳われてきたものの、法典編纂能力が不充分であったためにその実現が困難であった「民主的適法性」を現実に担保するための裏づけとしての訴訟手続法の起草が憲法の起草と並行して準備されていたことを物語っている。

2. 1989年憲法下での司法の整備

カンボジア国国会は、前述のとおり、改正憲法採択直後の1989年6月20日に新たな刑事手続を定めた刑事訴訟法を採択する。1989年刑事訴訟法の制定が、一方で、ベトナム人法律アドバイザーが帰国し、他方で、和平達成によ

る諸外国からの法整備支援が供与される以前のこの時期に、カンボジア人の手によって行なわれたことは、80年以来の司法の再建努力にいまだ不充分ながら一定の成果が表れはじめたことを意味する。

1989年刑事訴訟法は、4章77カ条からなり、その構成は第1章「総則」(第1～5条)、第2章「公判手続に関与する者」(第6～24条)、第3章「公判手続」(第25～63条)、第4章「判決、上訴および再審」(第64～77条)による。

1989年刑事訴訟法の制定は、カンボジアの刑事司法において、刑事裁判にかかわる被告人、証人、弁護士または弁護人、裁判官および人民参審員、検察官、付帯私訴を提起する原告、鑑定人、通訳人の権利および義務を明確にして公判手続を定めた点、および1986年法に盛り込まれていた刑事手続における軍機構や軍人の関与を一切削除した点で大きな進歩といえる。また犯罪による被害の救済という観点から付帯私訴に関する規定(第11～14条)を設け、個人、国家機関、社会団体、協同組合にその当事者としての適格性を認めた。さらに、鑑定人および通訳人(第21～24条)、裁判所の指名する弁護人による国選弁護人制度(第16条)を設けたほか、裁判官の除斥・忌避についての規定を設け、裁判の公正を期すための措置を充実させた。

その一方で、州裁判所においては裁判官1名に加えて、裁判官と同等の権限を有する2名の参審員が、最高裁判所においては裁判官2名に加えて、同様の参審員2名が審理に加わることとし、1981年憲法制定以来導入された人民参審員制度を維持したが、このことは、司法に民主的正統性を付与するという意義とともに、裁判官の不足という現実問題への対応という性格も有していたと捉えるべきであろう。充分な知識と経験を有する裁判官の不足という、ポル・ポト時代以後のカンボジア司法にとっての最も深刻な問題は、1989年刑事訴訟法における上訴のしくみにも大きな影響を及ぼしている。すなわち同法第74条は、司法省が最高裁判所に対して下級裁判所の判決の「誤り」を是正するよう求める権限を認め、最高裁判所は判決を検討の上、原判決を破棄し原裁判所に審理を差戻すことができる(第76条)。その上で「裁

判官の不足という状況の下で」(第77条第2項) 差戻審においては、司法省が州裁判所の役割を果たす。バジル・フェルナンドは、こうした法律上の規定が司法省による裁判への介入を正当化し、今日においても司法の独立を事实上妨げる大きな要因になっていると指摘する⁽¹²⁾。

3. 国連暫定統治下における司法の改革

1991年のカンボジア和平合意とそれに続く国連によるカンボジア暫定統治は、それまでのカンボジア国内における司法の再建にも大きな変化を与える契機となった。国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)は、紛争各派の代表によって構成され、暫定統治期間中に對外的にカンボジアを代表する機関であった国民最高評議会(SNC)に働きかけて既存の多くの国際人権文書に加入させ、加入した人権条約数の上では「アジア諸国の中で最高水準」にまで引き上げた⁽¹³⁾。また、1989年刑事訴訟法が国際的な人権基準に合致していないとの判断からカンボジアへの展開直後に刑事規定(正式には「カンボジアにおける暫定統治期間中に適用する司法、犯罪および刑事手続に関する規定」)草案の起草に着手した。同草案は、92年9月10日にSNCにおいて採択され、同年10月26日より施行された。同規定は、司法の独立(第1条)、対審構造(第2条)、三審制(第3~5条)、弁護人(第7条)に関する総則的規定(第1章・第1~9条)、逮捕、勾留、釈放、捜査に関する規定(第2章・第10~22条)、公判(第3章・第23~30条)、犯罪(第4章・第31~39条)、軽罪(第5章・第40~65条)、刑罰(第6章・第66~72条)などからなり、制憲議会選挙を控えた時期の政治的動機による犯罪や人権侵害事件に対処することを目的に制定された。とりわけ同法は、手続違背条項(第22条)をおき、第2章に定める刑事手続に違背のある場合はUNTACの命令に基づいて被疑者・被告人を即時釈放しなければならぬと定めた。これにより恣意的な逮捕、勾留への対処が可能となり、また起訴されずに長期間勾留されていた刑事事件の被疑者や「政治犯」の多くが釈放された⁽¹⁴⁾。このことは、充分

な法曹のいないカンボジアにおいては現実に適正な手続きを実行することがきわめて困難であることを露呈させ、また、カンボジア国政権とUNTACの間に緊張を生じさせた⁽¹⁵⁾。こうしたUNTAC主導による司法改革に対して、カンボジア人民党一党支配による内政面での主導権を引き続き確保しておきたかったカンボジア国政権は、一方で、1989年法を適用した被疑者の逮捕、勾留を続けながら、他方で、自らのイニシアティブによる法整備を行なった。その結果93年1月に国会において裁判所構成法、刑事訴訟法および訴訟費用に関する法律を相次いで採択した。

1993年裁判所構成法は、8章26カ条からなり、各州を管轄する州裁判所、国内全域を管轄する控訴裁判所および最高裁判所の設置を定め、これらの裁判所は、効力を有する法律に基づいて裁判を行なうが、民事事件において、法律に定めのない場合または法の欠缺のある場合は、慣習、伝統、良心および公平に基づいて事件を審理することを定めた。しかしながら同法における最大の問題点は、州裁判所、控訴裁判所、最高裁判所裁判官の任免について規定した第17条、第19条、第21条において裁判官の任免は、司法大臣の指名に基づいて大臣会議によって任命されると規定した点である。したがって、同法の制定は、これまで不充分であった裁判所の機構を整備したという点では評価できるものの、司法の独立の確保という観点からは、司法は依然として行政に従属するという状況を維持するものであった。

上記の裁判所構成法と相前後してカンボジア国政権は、8章238カ条からなる刑事訴訟法を採択した。この刑事訴訟法の起草過程については現在のところ資料は公開されていないが、同法は付帯私訴や予審制度など1989年刑事訴訟法に規定された制度を引き継いだことが看取される。その一方同法は、裁判所制度の整備を反映して予審、公判および上訴の手続きについて詳細な規定をもうけた。しかしながら、被疑者、被告人の人権保障と公正な裁判の実現という観点からすれば、同法は1980年人民革命評議会令以来維持されてきた人民参審員にかかる規定を削除した一方で、弁護、補佐に関する規定をもたない。とりわけ同法において規定が拡充された予審制度においては、

第1に、予審において弁護人の立合いが規定されず、第2に、予審裁判官から公判の担当裁判官に回付される書面には犯罪の事実を立証するための捜査機関による証拠が添付されることから、裁判官は弁護人の立合う公判開始以前に証拠を検討し、心証を形成する可能性が排除できない。その結果として被疑者・被告人の防禦権が充分に保障できない、という問題を残した。

刑事訴訟法と同時に採択された訴訟費用法は、民事、商事、労働、行政訴訟の原告に事件登録税、公判税、調査費、文書発行税を課すものである。同法は「国家の歳入の利益とするため」訴諸費用に関する規定をもうける（第1条）と規定するが、その立法趣旨については今後の調査が必要である。

III カンボジア王国（1993年）憲法下での司法改革

カンボジア王国（1993年）憲法の制定は、今日の司法改革に対して二つの意味で大きな影響を及ぼしている。その第1は、パリ和平協定の「付属文書V 新憲法の基本原理」の拘束を受けて制定された同憲法は、複数政党制に立脚した「自由な民主主義」、人権保障、市場経済という独立後の一時期を除いては未経験の諸原理をカンボジアに導入した⁽¹⁶⁾。この新しい基本原理は、直ちに旧憲法のもとで形成された制度の改革を求めるものであった。第2に、1993年憲法の制定は、カンボジアを約20年ぶりに国際社会に復帰させることとなった。とりわけ先進諸国や国際機関からの対カンボジア援助が「カンボジア支援国会合」での調整を経て供与されることになったことは、この場が国際社会にとって援助の効率性を高める機会となった一方、援助供与の国際公約と引き替えにカンボジアに広範な改革を求め、その進捗を議論する機会ともなった。より具体的には、国内の不安定要因であったポル・ポト派の崩壊と対立する二大政党の武力衝突を経て第2次連立政権が成立して以後、司法、行政、財政などの分野における改革は「支援国会合」における重要な議題となっている。

1. 1993年憲法における司法

1993年憲法は、司法に関して第11章「司法」に8カ条からなる規定をおき、司法の組織、権限および機能について定める。それによれば、司法権は、独立の権力（第128条第1項）であり、不偏不党であって、市民の権利および自由を保障（同条第2項）し、行政訴訟を含むあらゆる訴訟を司り（同条第3項）、司法権を最高裁判所ならびに下級裁判所のすべての部門、審級に付与することを定めた（同条第4項）。また、裁判はクメール市民の名において、訴訟手続きおよび法律に基づき行なわれ、裁判官のみが、判決を言い渡す権限を有する（第129条）。また、検察官のみに公訴を提起する権限を認め、対審構造を明確に定めた。

さらに、「司法の独立の擁護者」（第132条）と位置づけられた国王を補佐し、裁判官の任免を決定する独立の機関として、司法官職高等評議会（第133、134条）をもうけた。

さらに違憲審査制の導入にあたって同憲法は、違憲審査機関として、裁判所とは別個の憲法院（Conseil Constitutionnel）をもうけた。9カ条からなる「憲法院」（第12章・第136～144条）は、総則的規定において憲法院の「憲法を尊重し、擁護し、憲法および議会が採択した法律を解釈する義務および議員の選挙に関する争訟を調査し、決定を下す権限」（第136条）を定め、憲法院による違憲審査の請求権者および審査の対象を、国王、首相または議會議長、議員総数の10分の1の議員、または裁判官の請求により公布前の法律について行なわれ、それらの請求がなくとも国民議会規則、上院規則および「その他の組織法律」は審査のために公布前に憲法院に送付されることを定めた（第140条）。さらに法律が公布されたのちも国王、首相または議會議長、議員総数の10分の1の議員、または裁判官は、憲法院に当該法律の合憲性について審査を求めることができるとした（第141条）。憲法院は、法律案が合憲か否かを30日以内に決定しなければならないものとし（第140条第2項）、

憲法院が違憲とした条文は、公布せず施行しないものとした（第142条）。

2. 1993年憲法下での司法

1993年憲法は、立法府および行政府から加えられる恐れのある侵害から司法の独立を保障する機関として司法官職高等評議会をおき、同評議会の機能、構成および組織は94年12月22日に採択された司法官職高等評議会法に規定された。同法によれば、司法官職高等評議会は、カンボジア王国の司法権の独立、裁判官の規律および法律上の紛争を裁判する裁判所の機能を保障するために設置され、国王を議長とし、司法大臣、最高裁判所長官、最高裁判所所属検事総長、高等裁判所長官、高等裁判所所属検事長および互選により選ばれた3名の裁判官によって構成される（第2条）。司法官職高等評議会の権限は、司法の組織および職務に関する法律案に対する助言（第10条）、裁判官および検察官の任命、異動、解任、停職、降格または罷免もしくは裁判官および検察官の昇格を国王に提案する（第11条）。また、司法官職高等評議会は、その下におかれた懲戒委員会において裁判官および検察官に対する懲戒を決定し、評議会の承認を得る（第12条）。この懲戒の決定は、訴訟や不服申立の対象とならない（第15条）。なお、同評議会の運営のための支出は、司法省予算に計上するものとした（第19条）。

カンボジアの違憲審査制は、通常の裁判所または憲法裁判所によらず、国民議会、司法官職高等評議会、国王によって指名される構成員による憲法院に違憲審査権を与え、公布前の法案のみならず公布後の法律の違憲審査をも認める、という特徴を有する。国王、首相、議会議長、議員総数の10分の1の議員、裁判官に憲法院への審査請求権を認め、さらに公布された法律については、市民が議員または議会議長を通じて、その合憲性の審査を求めることができる、として広範な審査請求の可能性を保障している。

このようにカンボジアが憲法院制度を導入するにいたった経緯は現在公表されている資料によっては明らかではないが、憲法起草委員長であったチエ

ム・スグン (Chem Snguon) は、違憲審査制の導入については制憲議会において、「法律の合憲性の審査は、第1に、草案の段階で国民議会立法委員会が行ない、第2に、憲法院が国王による審署および公布に先立って行なう。第3に、公布された法律は、申立てにより憲法院が再審査する。したがつて、わが国の法律が憲法に矛盾することはない」と発言し、1981年憲法、1989年憲法以来否定されてきた違憲審査制の導入を表明している⁽¹⁷⁾。

なお、司法省において憲法院法の起草が開始されたのは1997年末からであり、実際に憲法院が設置されたのは98年6月である。憲法院の設置が1993年憲法採択後ながら実現しなかったことには、カンボジア国内においても批判がある⁽¹⁸⁾。しかしながら国王を後ろ盾とし、議会で過半数を占めるFUNCINPEC（独立・中立・協力のためのカンボジア民族統一戦線=紛争当時の旧シハヌーク派、フンシンペック）が人民党による「司法支配」批判を続ける情勢の下で、人民党の選択は対立政党の影響を強く受けるであろう憲法院の設置を先延ばしし、憲法院による統制を回避しながら同党が進めてきた法整備を急ぐことであった⁽¹⁹⁾。しかしながら、97年7月の両政党間の武力衝突とそれにともなう人民党の政治的主導権の確保が盤石のものとなり、国内的には憲法院を設置できる環境が整った⁽²⁰⁾。さらに国際的には、武力衝突後のカンボジアにおける民主主義復活の試金石として国際社会が注目する98年7月の国民議会議員総選挙に向けて、憲法の定める選挙争訟決定機関の設置としての憲法院の必要性が生じた。このことから、憲法院の設置は「選挙法制定の一環」という観点からも取り組まれたものであった⁽²¹⁾。

3. 旧「ポル・ポト派」支配地域における司法

ところで、1991年のパリ和平協定締結後、武装解除を拒んで和平プロセスから離脱した「ポル・ポト派」は、その後もタイ国境の山岳地域で反政府武装闘争を続けた。90年代半ばからは同派兵士の集団投降が相次ぎ、96年にはバッタンバン州バイリン市を拠点とするイエン・サリ (Ieng Sary: 民主カン

プチア政権の副首相兼外相）が国王による特赦を条件に政府に投降し、その後ポル・ポトの死亡、タ・モク参謀総長の逮捕により完全に崩壊した。しかしながら、イエン・サリはルビー採掘や森林伐採の利権を背景に勢力を保ち、96年8月1日付の勅令によって特別市となったパイン市を事実上支配し続けている。

同地域では「ポル・ポト派」支配当時は司法制度は存在しなかったが、1997年に「パイン市長」となったイ・チエン（Y Chien：元・ポルポト派軍師団長）が「裁判所」を開設した⁽²²⁾。「裁判所」は、2000年5月には市長命令により名称を「司法事務所」と改称し、カンボジア国内法を適用して刑事・民事事件を処理している模様であるが、その手続きは不充分かつ違法であると言わざるを得ない。捜査機関としては、投降した「ポル・ポト派」兵士150人余りからなる国防省所属の憲兵隊が駐屯しているが、警察機構は内務省国家警察庁の指揮下になく「市長」の指揮下にある。国連人権高等弁務官事務所・プロンペン事務所の調査によれば、2000年には約30名の犯罪被疑者が正規の逮捕状なしに「逮捕」され、裁判なしに長期間「勾留」されているが、現在も効力を有するUNTAC刑事規定に基づく手続きは保障されていない。被疑者は弁護士を選任する権利を告知されず、また弁護士による弁護を希望した場合には、パイン市には資格をもつ弁護士がいなかっため、「司法事務所」の職員が弁護人となる⁽²³⁾。こうした事実上の無法状態に対して国連は、カンボジア政府に対し、短期的には「司法事務所」の閉鎖とパイン市における手続きをバッタンバン州裁判所に移管する旨の命令の発出、パイン市で違法に勾留されている被疑者、被告人のバッタンバン州刑務所への移送、パイン市で出された判決の取消しと受刑者の釈放を求め、長期的にはバッタンバン州裁判所パイン支部の設置、パイン市での国際的基準に適合する拘置所や刑務所の設置と司法省による運用の監督を求めている⁽²⁴⁾。

4. 1993年憲法下における司法への批判

1993年憲法制定以後、カンボジアでは司法制度の整備と関連法制の整備に取り組んでいる。刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法の起草作業もフランス政府や日本政府による法整備支援としてすすめられているものの、今日の司法制度については多くの批判が提出されている。

国連においては、UNTAC 人権部の活動を引き継いで設置された国連人権センター・カンボジア事務所⁽²⁵⁾ および「カンボジアの人権のための国連事務総長特別代表」が1993年以後のカンボジアの人権状況についての国連人権委員会に年次報告を提出している⁽²⁶⁾。その人権特別代表報告においてカンボジアの司法に対する評価は、毎年重要な位置を占めてきた。まず、国連人権センター・カンボジア事務所が設置されて最初に出された報告（94年2月）は、裁判の公開の原則や弁護人の接見交通権が保障されず、また裁判所が個別の事件について司法省と協議を行なっていることを指摘した⁽²⁷⁾。この後、同様の指摘が慎重な言い回しで繰り返されることになるが、96年の報告には「司法の独立および法の支配」(Independence of Judiciary and the Rule of Law) という項目が登場し、97年以後の報告では「司法行政」(Administration of Justice) に関する項目が當時もうけられることとなる。現在入手可能な最新の報告（2001年1月）は、B章「法の支配、司法制度および抑留条件」において、これまでになされた改善を積極的に評価する反面、多くの法令が存在するにもかかわらず、依然として司法の独立が不充分であることを指摘し、その最大の原因の一つとして広範な汚職の存在を強調する⁽²⁸⁾。従来の年次報告において司法の独立は、政府の民主的正統性、政府の権限の明確化と恣意性の排除、人権保障などを要素とする「国家のあり方」にかかわる問題として論じられてきた⁽²⁹⁾。しかしながら、年を追うごとに、司法の独立は、法制度整備、行政運営能力と透明性、汚職の予防などを要素とする効果的、効率的な「政府の機能のあり方」にかかわる問題とし

て捉えられはじめている。このことはカンボジアにおける司法改革をめぐる国連とカンボジア政府との議論の論点が、その価値をめぐる議論の段階から、改革の必要性に対するコンセンサスを共有した上で実施に向けた課題の探求の段階に移行しつつあることを示しているといえよう。

一方、カンボジア開発資料研究所（CDRI）はアジア開発銀行（ADB）の委託を受けて、2000年10月に『カンボジア：持続的開発のためのガバナンスの強化』（*Cambodia : Enhanced Governance for Sustainable Development*）と題する報告書をまとめ、これまで議論されてきた司法をめぐる問題を整理した⁽³⁰⁾。同報告書は、カンボジアの司法が直面する問題として、第1に、免責特権を有する議会議員以外の公務員に犯罪の容疑がある場合、逮捕にはその機関の直属上司による事前の許諾を必要とする、という公務員法第51条の規定を問題とする。すなわち、この規定が事実上被疑者となった公務員、とりわけ軍人および警察官の逃亡や証拠隠滅を可能にするばかりか、職権濫用の温床となり、さらには1993年憲法第31条に定める、法の下の平等に反すると指摘する。第2に、司法官職高等評議会に司法大臣が加わることで裁判官の人事に行政の影響を及ぼしていることなど、憲法上保障されている司法の独立が貫徹されていないことをあげる⁽³¹⁾。第3に、刑事手続における透明性を問題とする。すなわち、予審において公判を開始するか否かの判断基準がなく、予審裁判官の恣意的な判断によって事件の係属が左右されること、および軍法会議の管轄権が不明確で、軍法会議に民間人が政治的事件の容疑で訴追されているという点を指摘する。第4に、裁判所の運営費や人件費を含む司法省予算が国家予算全体に占める割合が0.3%（1997年度）で、その結果、裁判官の平均的給与は月額24ドル程度にすぎず、このことが汚職の温床となっていることを指摘する。さらに第5に、全国の裁判官、検察官が171名にすぎず、そのうち正規の法学教育を受けた者が30%余りにすぎないことに象徴される人材の質の問題を指摘する⁽³²⁾。

こうした問題点の指摘とともに同報告書は、第1に、公務員法第51条の削除、第2に司法官職高等評議会への行政府、立法府の関与の禁止、第3に、

裁判所構成法の改正による軍法会議の管轄権の明確化，予審への弁護士の立合いの義務化，予審における審理の公開と裁判官による公判開始以前の証拠の検討の禁止，第4に，国家予算配分の再検討と司法官職高等評議会，憲法院および裁判所への個別の予算編成，第5に，大学における法学教育の充実と既存の裁判官，検察官への研修の実施の必要性を提言する⁽³³⁾。

さらに，同報告書は，1980年以来，司法制度再建の中心であった司法省にこそ改革が必要であると強調する。具体的には，第1に，司法官職高等評議会，憲法院および裁判所に独自の事務機構をもたせ，予算と人事を司法省から完全に分離すること，第2に，司法省の分掌する事務を法律案の起草，訴訟に関する情報や統計の整備，研修の運営，検察庁と協力しての判決の執行の確保，第3に，裁判所の施設の營繕管理，第4に，事務職員の管理に限定することを提言する⁽³⁴⁾。

ところで，一般市民が司法に対してどのような意識をもっているかについては，これまで一般論として，市民は司法や裁判所に対して拭いがたい不信感をもっているといわれてきた。この点について国連人権高等弁務官事務所カンボジア事務所は，2000年1月から2月にかけて首都圏および周辺農村地域の住民250人を対象とする対面意識調査を行ない，その結果を公表している⁽³⁵⁾。

調査結果によれば，土地所有権や金銭の貸借など身近な民事紛争の解決手段として85%の人びとが村長や郡長に相談すると答え，最初から裁判所に訴えると答えた者は3%にすぎない。その背景には，州裁判所の利用を思いつかなかつたという回答者の39%を占めたことに加え，回答時のコメントによれば，61%は末端の行政機関が自分たちを「管理する」立場にあるという意識をもっている，という。司法制度については，そもそも州裁判所の存在を知っていた回答者は全体の61%で，プノンペンの控訴裁判所および最高裁判所の存在を知っていたのは12%にすぎない。また，そのいずれにおいても裁判所の機能についてはほとんど知識がない。また弁護士の存在については29%の回答者が知っていたが，その理解には裁判官の機能との混同がみ

られる。さらに必要なときに弁護士を依頼するすべを知っていたのは全体の18%（44名）にすぎない。

さて、司法制度への信頼については、州裁判所の存在を知っていた回答者のうちの58%が裁判所を信頼しておらず、その理由として汚職（68%）と独立しておらず不公正であること（23%）をあげている。また裁判所の判決については、州裁判所の存在を知っていた回答者のうちの91%は判決を尊重するといい、9%は「不服があれば従わない」と回答している。さらに判決の執行については、州裁判所の存在を知っていた回答者のうちの21%は無条件に判決を受け入れ、65%は公平で、汚職のない審理であると感じた場合であれば判決を受け入れるという。そもそも40%の回答者は裁判所において汚職が行なわれていると信じている。こうしたデータを踏まえれば、裁判所への信用と裁判所の利用との関係は、従来から言われてきたように、裁判所が信用できないから利用しない、という単純かつ直線的なものではない、ということが読みとれる。なぜなら53%の回答者が裁判所を信頼しているものの、90%は紛争解決にはまず村長に相談すると答え、さらに村長によって紛争が解決できない場合でも裁判所を利用すると答えた者は55%にすぎないからである。ただし、裁判所に関する知識についての回答を加味すれば、裁判所の利用の拡大を阻んでいるのは、裁判所の存在や機能、弁護士の役割についての正確な知識の不足と裁判所が汚職にまみれて不公正であるという印象、および身近な有力者に紛争を自己に有利に解決してもらうことを期待する慣習的要素の介在も見逃すことはできない。

5. 1993年憲法下における司法改革の現状

カンボジアにおいて司法改革をはじめとする諸改革は、1993年に新憲法のもとで新たな政権が樹立されて以来提唱されてきたことである。しかしながら、政府がそれらに本格的に取り組みはじめるのは98年になってからである。その背景には、97年の二大政党による武力衝突を機に停止された各国か

らの経済援助の再開と、新たな外国投資獲得の必要性があったという見方が一般的である⁽³⁶⁾。とりわけ99年のカンボジア支援国会合に際してカンボジア政府は、兵士の動員解除、森林伐採規制、財政改革、行政改革、司法改革の実施を提唱し、援助供与国や国際機関からは総額4億7000万ドルの支援が約束された⁽³⁷⁾。

カンボジア政府は、上記の諸改革を実施する政治的意図とともに、改革を実施する制度的枠組みとして、国王に「国家改革最高評議会の設置に関する勅令」(1999年3月19日)の公布を求め、大臣会議のもとに同評議会を設置した。勅令によれば、最高評議会は、政府に対して国家機関および制度の改革を提案し、改革の進捗を監督することを目的とし(第1条)、より具体的には領域別の改革評議会の設置と改編の提案、領域別の改革評議会の活動の監督および評価、改革に関連する法律案の起草、改革に必要な方針の決定を行なう権限を有する(第3条)。また同評議会は、首相を議長、大臣会議担当大臣を事務局長とし、領域別に設置される改革評議会の議長により構成されるものとした(第4条)。この国家改革最高評議会の設置と前後して国軍改革評議会(99年2月2日設置)、国軍動員解除評議会(同年5月12日設置)、行政改革評議会(同年6月10日設置)、司法改革評議会(2000年4月22日設置)に関する勅令および大臣会議令が公布され、改革を推進する制度的枠組みが整備された。

これら改革に対する取組みのうち、本稿のテーマである司法改革は、公式には2000年4月22日付「司法改革評議会の設置に関する大臣会議令」の公布によって開始されるが、それに先立って、司法省は省内で今後の司法改革の方向性についての議論をすすめ、その結果を2000年3月31日付「司法制度改革について」と題する報告書としてとりまとめた⁽³⁸⁾。同報告書は、司法改革の優先課題を、第1に、改革の基礎となる法令の起草と改正、第2に、公布・施行された法律の周知徹底、第3に、人材の養成と活用、第4に、施設および機材の整備の4点とした。このうち今後の立法計画として、大臣会議において審議中の裁判所構成法草案、裁判官規程、刑法・刑事訴訟法草案の

ほか、裁判所書記官法草案、執行官法草案、公証官法草案が2000年4月に、また日本政府が起草協力を行なっている民法草案、民事訴訟法草案が2002年中に大臣会議に提出されるという見通しを明らかにしている。

また、法律の普及について報告書はその重要性を指摘し、マス・メディアを利用した広報、条文の出版、広報に関する作業部会の設置を予定するほか、人材養成については、向こう3年間で裁判官・検察官を対象とする長期（1年間）研修3コースおよび短期（1～2週間）研修18コースを計画しているほか、司法官職高等評議会への裁判官・検察官の配置、裁判所書記官の増員と適正配置を提唱する。さらに施設の整備については23の州裁判所のうち5カ所について改修の必要性を指摘し、3カ年のうちにこれらを実施とした。

こうした司法省の改革案が省内および政府内でどのような評価をもって受け止められたかは明らかではない。しかしながら、従来から司法省の人材と予算の不足は明らかなことであり、それゆえ広報活動は全く行なわれてこず、裁判所施設の改修も立ち遅れてきた。司法省がとりまとめたわずか5ページの改革案は、こうした点には全くふれていない。また人材養成をめぐる状況も同様であり。これまで、司法省自らが系統的に研修計画を立案してきたことはない。以上のことから改革案に示された計画は具体的な内容や財政面での見通しに乏しく、逆にこのことが司法省の政策立案能力の問題と改革の必要性を如実に物語っているといえよう。

一方で大臣会議は、世界銀行の資金協力を得てパリの法律事務所の弁護士をコンサルタントとして雇い、2000年3月に法と司法をめぐる現状分析と勧告を起草させた⁽³⁹⁾。これらはさらに検討を重ね、「司法改革戦略」として大臣会議で決定したのち、2001年6月に東京で開催された支援国会合に提出され、援助供与国および国際機関の了承を得た⁽⁴⁰⁾。

同戦略は、司法改革の要素として第1に、官報の定期的発行によって紛争解決に適用される法律、大臣会議令その他の法令に関する法情報の普及を図る。第2に、立法過程整備として、法律草案を起草する省庁間の協議の場を

設けて起草計画とその内容を調整することを表明し、各省庁の起草能力向上のための支援を援助供与国に求める。第3に、独立し、かつ透明性のある司法が「法の支配」の重要な要素であるとして、司法官職高等評議会の機能強化による裁判官の公平な任用と汚職に対する厳格な懲戒の実施を挙げる。第4に、人材養成の必要を挙げるが、この時点では政府は、フランスにならって裁判官のみを対象とする養成研修を行なうのか、検察官その他の司法官僚も交えて研修を行なうかは決定しておらず、今後研修計画を策定するとの方針設定にとどまる。第5に、司法改革における民間セクターの役割を強調し、将来設置を予定している省庁間協議の場には民間からの意見表明の機会も保障するものとした。最後に戦略は、司法への女性の参加促進と研修や昇進における男女の平等への配慮を表明する。これらの要点はスケジュール化され、立法改革の立案（2001年12月）、立法過程指針の策定（2002年3月）、法律家評議会の役割を明確にする大臣会議令の公布（2001年12月）、法令情報普及のための官報発行体制の大臣会議での承認（同年12月）、裁判官規程草案の大臣会議提出（同年12月）、改正裁判所構成法草案の大臣会議提出（2002年4月）、司法官職高等評議会法改正草案の大臣会議承認（2002年2月）、裁判官研修所設置のための大臣会議令採択（2001年12月）の予定で改革に向けた作業がすすめられている。

6. 司法改革の現状

前節において既述のとおり、カンボジアは1998年に政治的安定を回復して以後、支援国会合を主たる節目として司法改革の方向性を明らかにしてきた。とりわけ2001年の支援国会合ではその細目とスケジュールが国際公約され、国際社会からはそれらの実施を条件として改革への支援と多額の援助が約束された。そこで、司法改革の現状について紹介しておきたい。

まず、大臣会議は、2000年4月1日付「司法省の機構および権限に関する大臣会議令」を採択して司法改革に向けた司法省の体制を整備した。今回の

機構改革では、大臣官房、管理局、人事研修局、民刑事局、犯罪記録室という従来の官房および3局1室体制から大臣官房、管理総務局、民事局、刑事特赦局、検察局、国際局、会計室、監察官室の官房および5局2室体制に省内の編成を改めた。とりわけその特徴は、国際局を新設し、ASEANをはじめとする諸外国との司法協力、国際犯罪捜査への協力、諸外国との犯罪人引渡し等に関する協定にかかる事務を分掌させた点および監察官室を新設し、省内の業務監査、裁判所および検察庁の司法行政分野の監督、一般市民からの苦情の調査と司法官職高等評議会への報告を分掌させた点にある。

また、大臣会議は司法省の機構改革と前後して、2000年4月22日付「司法改革評議会の設置に関する勅令」により、政府としての司法改革の推進体制を整えた。同勅令によれば、司法改革評議会は最高裁判所長官（議長）、司法大臣（副議長）、控訴裁判所長官（事務局長）、および司法官職高等評議会委員1名、大臣会議法律家評議会委員2名により構成するものとし、所管の事務の詳細を大臣会議令で定めることとしたが、当該大臣会議令はいまだ公布されていない。

司法改革の法的根拠となる司法制度関連法制の整備動向は以下のとおりである。すなわち、裁判官規程は「裁判官および検察官の規程ならびに司法の機能は、それぞれ別個の法律に規定」することを定めた1993年憲法第135条の要請に基づいて99年に起草が開始され、現在司法省草案が大臣会議で検討に付されている。

18章105カ条からなる同草案は、司法の独立を確保し、裁判官の地位について規定することを目的（第1条）とし、総則（第1章）、裁判官の地位（第2章）および検察官の地位（第3章）、裁判官の任命、異動、罷免および定年の延長（第4章）、職階（第5章）、採用の資格と手続き（第6章）、研修、任命および罷免（第7章）、裁判官の除斥および忌避、兼業の禁止（第8章）、昇任（第9章）、懲戒（第10章）、休職（第11章）、給与および手当（第12章）などの内容からなる。

同草案の意義は、裁判官の任用に関する規定と手続きを明確にした点にあ

る。すなわち、草案は、裁判官の採用の要件を明確にし（第18条）、そのための裁判官採用試験の実施（第22条）を規定した。また採用後の初任者研修を実施し、その後の昇任についても規定をもうけた。さらに従来から司法への介入の手段として恣意的に運用されてきた裁判官の懲戒についての規定（第57～71条）をおき、懲戒の対象となる行為と懲戒の種類、懲戒委員会の手続きを定め、本人の釈明の機会を保障した（第68条）。裁判官の待遇については、勤務年限に応じた30段階の職階を定め、また俸給表を掲げて給与と手当（第80条）を職階に応じて約200ドルから650ドルと定めた。

この草案に対して国連人権高等弁務官事務所は以下のような「コメント」を付した。すなわち第1に、国連の「検察官の職務に関するガイドライン」（第10条）にそって、裁判官規程から検察官に関する規定を除外し、別個の検察官規程とすること。第2に、裁判官と検察官が相互にその職務に就く、いわゆる判検交流を認めた草案第6条に関して、それぞれの職務に関する研修の実施を条件とすること。第3に、公務員が裁判官になろうとするときの資格要件が他の志願者の場合よりも緩和されていることについて、資格要件の統一を求めた。また第4に裁判官の職階を30段階としたことに対して裁判所組織の官僚化を招く恐れを指摘している。

また、あるカンボジア人法律家によれば、草案において裁判官採用試験は司法省令により実施され、またその試験事務は司法官職高等評議会の承認のもとで司法大臣が行なう（第22条）としたことから、裁判官の採用における司法省の影響が依然として維持される恐れがあることを懸念する。

さて、司法の人事面について規定する裁判官規程と同時に、司法の組織面を規定する裁判所構成法草案も、1999年に司法省において起草が開始され、現在は大臣会議において草案の検討が続けられている。新たに編成される裁判所組織は、最高裁判所を民事部、刑事部、商事部、行政部の4部編成（草案第9条）とし、控訴裁判所も民事部、刑事部、商事部、行政部、予審部の5部編成（草案第22条）として、管轄する事件の類型とそれぞれの事件を担当する裁判部の対応関係を整理した。また州裁判所においては、従来どおり

刑事事件において予審と公判を区別するほか、新たに労働部を設けて労働事件を管轄（草案第48条）するが、同事件の控訴審は控訴裁判所民事部、上告審は最高裁判所の民事部の管轄とした。また、州裁判所においては、商人間または会社間の商事紛争は請求額が20万リエル未満の場合は州裁判所民事部で裁判し、20万リエルを超える場合には、新たに設置される商事裁判所の管轄とした（草案第42条）。これら商事事件の上訴の管轄はそれぞれ控訴裁判所、最高裁判所の商事部が管轄する（草案第43条）。

さらに現在混乱がみられる軍法会議の管轄については、カンボジア国軍兵士による刑事事件（草案第62条第1項）および現在起草中の刑法に定める「国家の治安に対する犯罪」（同第2項）に管轄権を限定した。

裁判所構成法の起草がこのように比較的早い時期に着手され、また裁判所内の編成を明確にした背景には、事件を係属する裁判部を分けることで限られた数の裁判官の専門性を向上させ、裁判の迅速かつ適正な処理を実現しようとしたことが挙げられる。とりわけ、アジア通貨危機や二大政党の武力衝突によって後退したカンボジアへの外国投資を呼び戻し、投資環境の整備を図って市場経済化を推進する必要が生じた現状においては、商事裁判所の設置が実現すれば、外国投資に関連する紛争は第一審において商事裁判所に集約され、外国企業などから裁判官の質が問題視されている州裁判所を迂回して裁判することが可能となる。

しかしながら、草案においては判決、決定、命令などの用語の概念が確定しておらず、裁判官の除斥、忌避の事由として「裁判官が当事者と友人関係にあるとき」が挙げられているなど、解釈上問題のある条文を散見できることから起草作業を終えるには多くの修正が必要であると指摘されている⁽⁴¹⁾。

また、司法の独立を実質化するうえでその役割が期待されている司法官職高等評議会の機能について、政府は、2001年5月に大臣会議令を公布し、現在は完全に司法省に依存している事務局機能の強化を図った。13カ条からなる2001年5月24日付「司法官職高等評議会事務局の設置に関する大臣会議令」によれば、「事務局」は評議会の事務および司法省との調整を担当（第

1条) し、その機構は評議会委員より互選され、勅令により国王に任命される事務局長および在職期間5年以上の裁判官より評議会が指名し、勅令により国王に任命される事務次長(第3条)のもとに管理財務部および司法支援部をおく(第5条)ことを定めた。

1990年代末から着手され、現在取り組まれている司法改革は、第1に、人事面から、従来不明確であった裁判官、検察官の権限と役割を明確にし、また恣意的に行なわれてきた裁判官、検察官の任用、異動、懲戒の手続きを明確にしようとする。また第2に、組織面から裁判所機構を再編強化することで、効率的かつ公正な裁判の実現を目指しているといえる。さらに第3に、司法官職高等評議会の機能を強化することで裁判官規程の実現や裁判所の機能強化の推進を図ろうとしている。

しかしながら、司法官職高等評議会事務局の設置に関する大臣会議令は、司法官職高等評議会事務局司法支援部の分掌する事務を明確にしていない。また、裁判官規程草案においては、裁判官採用試験の実施は司法大臣が指揮(草案第22条)し、さらに裁判所構成法草案においては、予算面では従来どおり司法省予算から同評議会の運営経費を支出することが規定されている(草案第7条)。これらのことから、今後、草案の修正が行なわれなければ、司法の独立の強化と司法省の裁判所への影響の排除は不完全なものとなることが予想される。

おわりに

カンボジアにおける司法をめぐる状況は、第1に、第I節で論じたとおり、ポル・ポト時代に行なわれた法律家の虐殺と制度の破壊から出発したが、20年を経た今日もなお、その後遺症から完全に立ち直ったわけではなく、知識と経験を有する人材の不足がカンボジアにおける司法の機能不全の大きな要因となっている。第2に、第II節で論じたとおり、1980年以後のカ

ンボジア司法の発展は、ベトナムの支援による社会主義法理論およびその制度の移植という性格を有した。

したがって、今日のカンボジアにおける司法改革は、ゼロからの人材養成を継続しながら、社会主義のもとで再建されてきた司法を現在の状況に適合的なものへと改革するという性格をおびる。これらは、より具体的には1993年憲法の基本原理への適合という国内的要請と安定的な投資環境の確保と「よい統治」の実現という、カンボジア支援国会合や国連機関の勧告によつて繰り返されていた国際的要請というふたつの動因から取り組まれている。こうした作業が進展するのは、1997年の二大政党による武力衝突と翌年の国民議会選挙によって、第2次連立政権が発足したのちであり、その意味ではカンボジアにおける本格的な司法改革は着手されたばかりといえよう。

ところで、カンボジア人民党による権力の掌握と国内の軍事的不安定要因であったポル・ポト派の事実上の崩壊は、かつての虐殺の責任者を司法の場で裁くことのできる環境を創出した。しかしながらカンボジア司法への国内的・国際的不信から、一部の援助供与国はポル・ポト派幹部の「人道への罪」を問う裁判を国際法廷によって行なうことを主張し、これを内政への干渉と受け止めるカンボジア政府と交渉にあたった国連との間で対立を深めた。結局この裁判は独立の国際法廷ではなく、国連が推薦する外国人裁判官、検察官を交えた「特別裁判部」をカンボジアの裁判所に設置することで妥協が図られた⁽⁴²⁾。また、2001年1月には「特別裁判部」の設置に向けた国内法として、「民主カンプチアによる犯罪のためのカンボジア裁判所特別裁判部の設置に関する法律」が採択された。同法は、「特別裁判部」の設置に際して、司法官職高等評議会が外国人裁判官、検察官を任命すると規定している。このことは、司法官職高等評議会の機能強化が、国内的な司法改革のみならず、ポル・ポト派裁判の実施という国際的な観点からも要請されていることを意味する。

以上のことから、カンボジアにおける司法改革には、従来の国際的・国内的要請に加えて、ポル・ポト派裁判という新たな国際的要素からもその速や

かな実施が注目されているといえよう。

[注]

- (1) 例えば、ポル・ポトの伝記的研究として、Chandler, David P., *Brother Number One* (Revised Edition), Chiang Mai, Silkworm Books, 1999 を、ポル・ポトの権力掌握過程に関する研究として、Kiernan, Ben, *How Pol Pot Came to Power*, London, Verso, 1985 を、ポル・ポト時代のカンボジア国内の状況につき、Kiernan, Ben, *The Pol Pot Regime*, New Haven, Yale University Press, 1996などを、またカンプチア人民共和国政権による権力掌握の過程につき、Vickery, Michael, *CAMBODIA 1975-1982*, Chiang Mai, Silkworm Books, 1984 を参照のこと。
- (2) Chandler, David P., *The Tragedy of Cambodian History: Politics, War and Revolution Since 1945*, New York and London, Yale University Press, 1992, p.262; Vickery, Michael, "Criminal Law in the People's Republic of Kampuchea," *Journal of Contemporary Asia*, Vol.17, No.4, 1987, p.508.
- (3) Donovan, Dolores A., "The Cambodian Legal System: An Overview," Frederick Z. Brown eds., *Rebuilding CAMBODIA*, Washington, D.C., Foreign Policy Institute, Paul H. Nitze School of Advanced International Studies, Johns Hopkins University, 1993, p.69.この数字の根拠は不明であるが、いずれにせよきわめて少数であったことは否定できない。なお、後掲、注(8)を参照のこと。
- (4) カンプチア人民共和国憲法の起草過程につき、四本健二『カンボジア憲法論』勁草書房 1999年 23~25ページを参照のこと。
- (5) 注(2)を参照のこと。
- (6) Fernand, Basil, *PROBLEMS FACING THE CAMBODIAN LEGAL SYSTEM*, HongKong, Asian Human Rights Commission, 1998, pp.59-61.
- (7) 裁判所が司法省の影響に服しているという国連総会での指摘につき、例えば、国連文書 A/49/635, para. 77, A/50/681, para. 35を、司法省による裁判所に対する介入についての具体的な事例として、例えば対立する政党の党員による麻薬密輸容疑事件において一審判決を証拠不充分として覆して被告に無罪を言い渡した控訴審判事3名を司法大臣が停職処分とした事件につき、現地の新聞報道として、*Phnom Penh Post*, Vol.7, No.1, January 16-29, 1998を参照のこと。
- (8) 東京における筆者のオウク・ブン・チューン (Ouk Bun Choeun) 上院議

員へのインタビュー（2001年10月2日）。

- (9) プノンペンにおける筆者のイ・ダン（Y Dan）司法政務次官へのインタビュー（2001年9月10日）。司法省再建に加わった人々のうち法学教育の経験があつた者として Chan Sok（最高裁判所長官を経て現在、憲法院評議官）、Char Sin, Chhour Leang Huot（最高裁判所副長官を経て現在、国民議會議員）、Chou Som Muny, Heng Chi（控訴裁判所長官を経てのちにカンボジア弁護士会長）、Kong Phyrum（前・最高裁判所判事）、Kov Samuth（故人）、Leung Chhay（前・プノンペン大学法経学部長）、Ly Vuch Leng（司法政務長官を経て現在、控訴裁判所長官）、Ouk Sakun, Ouk Sary（故人）、Yoeuk Savan。
- (10) 同様の指摘として、天川直子「カンボジアにおける国民国家形成と国家の扱い手をめぐる紛争」（天川直子編『カンボジアの復興・開発』アジア経済研究所 2001年）50ページを参照のこと。
- (11) 富山泰「インドシナ三国が憲法整備へ」（『世界週報』1989年5月16日）51～55ページを参照のこと。
- (12) Fernand, *PROBLEMS FACING...*, pp.60-61, 参照。
- (13) Amnesty International, *STATE OF CAMBODIA Update on human rights concerns*, London, 1992, p.6 参照。
- (14) 現場での事態の変化につき、佐藤安信「連載カンボジア便り」（1～11）（『法学セミナー』1992年12月号～93年1月号）を参照のこと。
- (15) U. N. Doc., (A/49/635), para.102 参照。
- (16) U. N. Doc. (A/46/608 S/23177), ANNEX. 日本語訳として四本『カンボジア……』65ページ所収の訳文を参照のこと。
- (17) 制憲議会『制憲議会議事録』プノンペン 1993年 489～490ページ参照。
- (18) *Phnom Penh Post*, Vol.4, No.20, 6-19 October 1995, 参照。
- (19) 憲法院構成員を選出した場合、国王および国民議会が指名する構成員が過半数を占め、人民党主導の法整備に党派対立が生じて混乱することが予想されていた。詳細につき、四本『カンボジア……』174, 175ページを参照のこと。
- (20) 天川「カンボジアにおける……」57, 58ページを参照のこと。
- (21) プノンペンにおける筆者のチェム・スグン（Chem Snguon）司法大臣へのインタビュー（1998年1月16日）。この背景として、97年の武力衝突によって目前に迫っていたカンボジアの ASEAN 加盟は見送られ、一部先進国の援助停止と外国投資の大幅な減少はカンボジア経済に大きな影響を与えた。カンボジアが民主主義国家として国際社会に「再復帰」するためには、国民議会議員総選挙を自由かつ公正に実施することが求められており、国際社会からは合同選挙監視団の派遣が準備されていた。

- (22) イ・チエン (Y Chien) は1997年11月17日に司法省に書簡を送り、パイリ・特別市裁判所の開設を求めたが、司法省は、同年12月17日付チェム・スグン司法大臣名の書簡によって、この請求を拒否し、バッタンバン州裁判所および検察庁がパイリンを管轄する旨回答した。
- (23) United Nations Cambodia Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights UNCOHCHR, *The Justice System in Pailin Municipality*, Phnom Penh, 2000.
- (24) Ibid., pp.11-12.
- (25) 1997年以後国連人権高等弁務官事務所・カンボジア事務所に改称した。
- (26) 国連人権センター・カンボジア事務所の設置および「カンボジアにおける人権に関する国連事務総長特別代表」の任務につき、国連人権委員会決議 Situation of human rights in Cambodia (E/CN.4/RES/1993/6), 19 February 1993 を参照のこと。
- (27) U. N. Doc., Advisory Services in the Field of Human Rights (E/CN.4/1994/73), 24 February 1994, para.149-156 参照。
- (28) U. N. Doc., Advisory Services and Technical Cooperation in the Field of Human Rights (E/CN.4/2001/103), 24 January 2001, para. 34-53 参照。
- (29) かつてこのような議論に反発したカンボジア政府は、首都プノンペンに開設された国連人権センター・カンボジア事務所の閉鎖を迫った。1995年3月26日付『朝日新聞』を参照のこと。
- (30) Cambodian Development Resource Institute, *Cambodia: Enhancing Governance for Sustainable Development*, Phnom Penh, 2000.
- (31) 司法官職高等評議会法草案に対する国連人権センター・カンボジア事務所のコメントにおいても同様の指摘がなされている。四本『カンボジア……』169～171ページを参照のこと。
- (32) Cambodian Development Resource Institute, *Cambodia...*, para. 437-481.
- (33) Ibid.
- (34) Ibid., para. 483-485.
- (35) United Nations Cambodia Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (UNCOHCHR), *Survey of Public Opinion on the Judicial System in Cambodia*, Phnom Penh, 2000.
- (36) 例えば、Cambodian Development Resource Institute, *Cambodia...*, para. 249.
- (37) *Phnom Penh Post*, Vol.8, No.4, 19 February-4 March, 1999 参照。
- (38) Ministry of Justice, *Report on the Reform of Justice System*, Phnom Penh, 2000.

- (39) Chelber Office, *LEGAL REFORM: Diagnosis*, Paris, 2001.
- (40) Office of Council of Ministries, Royal Government of Cambodia, *Legal and Judicial Reform: Draft of Strategy Statement*, Phnom Penh, 2001.
- (41) カンボジア法整備国内支援委員会民事訴訟法部会「カンボディア王国裁判所構成法についての意見」(文責:一橋大学法学部上原敏夫教授) 2000年。
- (42) カンボジア政府と国連が取り交わした合意文書 (Tribunal Memorandum of Understanding between the United Nations and the Royal Government of Cambodia) につき, *Phnom Penh Post*, Vol.9, No.22, 27 October-9 November, 2000 を参照のこと。

参考文献

<日本語文献>

- 『朝日新聞』1995年3月26日。
- 天川直子「カンボジアにおける国民国家形成と国家の担い手をめぐる紛争」(天川直子編『カンボジアの復興・開発』アジア経済研究所 2001年)。
- カンボジア法整備支援国内委員会民事訴訟法部会「カンボディア王国裁判所構成法についての意見」(文責:一橋大学法学部上原敏夫教授) 2000年。
- 佐藤安信「連載カンボジア便り」(1~11) (『法学セミナー』1992年12月号~93年1月号)。
- 富山 泰「インドシナ三国が憲法整備へ」(『世界週報』1989年5月16日)。
- 四本健二『カンボジア憲法論』勁草書房 1999年。

<英語文献>

- Amnesty International, *STATE OF CAMBODIA Update on human rights concerns*, London, 1992.
- Cambodian Development Resource Institute, *Cambodia: Enhancing Governance for Sustainable Development*, Phnom Penh, 2000.
- Chandler, David P., *Brother Number One* (Revised Edition), Silkworm Books, Chiang Mai, 1999.
- , *The Tragedy of Cambodian History: Politics, War and Revolution Since 1945*, New York and London, Yale University Press, 1992.
- Chelber Office, *LEGAL REFORM: Diagnosis*, Paris, 2001.
- Donovan, Dolores A., "The Cambodian Legal System: An Overview," Brown, Frederick Z. eds., *Rebuilding CAMBODIA*, Foreign Policy Institute, Washington, D. C., Paul H. Nitze School of Advanced International Studies, Johns Hopkins University, 1993.
- Fernand, Basil, *PROBLEMS FACING THE CAMBODIAN LEGAL SYS-*

- TEM, Hong Kong, Asian Human Rights Commission, 1998.
- Kiernan, Ben, *How Pol Pot Came to Power*, London, Verso, 1985.
- Kiernan, Ben, *The Pol Pot Regime*, New Haven, Yale University Press, 1996.
- Ministry of Justice, *Report on the Reform of Justice System*, Phnom Penh, 2000.
- Office of Council of Ministries, Royal Government of Cambodia, *Legal and Judicial Reform: Draft of Strategy Statement*, Phnom Penh, 2001.
- Phnom Penh Post*, Vol.4, No.20, 6-19 October 1995 ; Vol.8, No.4, 19 February-4 March 1999 ; Vol.9, No.22, 27 October-9 November 2000.
- United Nations Cambodia Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (UNCOHCHR), *The Justice System in Pailin Municipality*, Phnom Penh, 2000.
- , *Survey of Public Opinion on the Judicial System in Cambodia*, Phnom Penh, 2000.
- Vickery, Michael, *CAMBODIA 1975-1982, Chiang Mai*, Silkworm Books, 1984.
- , "Criminal Law in the People's Republic of Kampuchea," *Journal of Contemporary Asia*, Vol.17, No.4, 1987.
- <国連文書>
- A/46/608
- A/49/635
- A/50/681
- E/CN.4/RES/1993/6
- E/CN.4/1994/73
- E/CN.4/2001/103

